

四日市市上下水道局公告

(No. G005)

下記の工事について、次のとおり**事後審査型条件付一般競争入札**を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第2条の規定に基づき公告する。

平成30年5月21日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

工事名	汚水桝取付管設置工事		工事担当課	下水建設課
工事場所	四日市市 塩浜町及びび川合町 地内			
工事概要 ※工事の詳細は、設計図書等で確認すること。	汚水桝工 N=13箇所			
	舗装工 A=779㎡			
工事期間	契約の日 から 平成30年8月31日 まで			
参加資格に関する事項 平成29年度四日市市入札参加資格者名簿(経営事項審査の審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)における事項	業種	土木一式		
	対象ランク又は総合点	D ランク		
	建設業の許可	一般も可		
	住所要件	求める 市内に本店を有する者		
	現場代理人	国家資格者又は実務経験者		常駐
	主任技術者又は監理技術者	国家資格者又は実務経験者		建設業法による配置
設計図書等の閲覧期間、場所	期間	本公告日から 平成30年6月6日 まで		
	場所	四日市市上下水道局 管理部 総務課		
設計図書に対する質問	平成30年5月24日 午後4時までに書面(記名・押印)により申し出ることができる。 回答は 平成30年5月29日 までに総務課において供覧する。(入札情報HPにも掲載)			
設計図書等の購入期間、場所	期間	本公告日から 平成30年5月30日 まで		
	場所	株式会社三ツ星 四日市市中部1-20 電話 059-352-3044		
入札方法	郵便による入札(一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかに限る)			
入札参加資格確認申請書の提出方法	下記の「郵送する書類」を、定められた郵送方法により郵送すること。 (事後審査型のため、入札参加資格確認申請書を事前に総務課窓口へ提出する必要はない)			
郵送する書類	入札書、工事費内訳書、四日市市上下水道局一般競争入札参加資格確認申請書			
入札書の郵送提出先	〒510-0000 四日市郵便局留 四日市市上下水道局 総務課行 ※封筒には工事名等も記載すること。			
入札書の郵送期間	平成30年5月29日 火曜日 から 平成30年6月4日 月曜日 必着 ※質疑回答等のお知らせ事項がある場合があります。郵送前に入札情報ホームページをご確認ください。			
入札(開札)日時	平成30年6月7日 木曜日 午前 9 時 00 分			
入札(開札)場所	四日市市上下水道局 3階 入札室			
支払条件	前払金	有 (契約金額の40%)		
	中間前払金	無		
	部分払	有		
予定価格(税抜)	¥6,800,000	当価格より高い入札は無効とする。		
最低制限価格	有	当価格より低い入札は落札外とする。 ※算出方法は「①一般土木工事」を採用します。		
その他	本一般競争入札の実施については、「事後審査型条件付一般競争入札共通事項」(平成22年四日市市上下水道局告示第12号)のとおりとする。			

四日市市上下水道局一般競争入札参加資格確認申請書

平成30年6月7日

四日市市上下水道事業管理者

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成30年5月21日 付けで入札公告のありました、下記の建設工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

公告番号	No. G005				
工事名	汚水柵取付管設置工事				
工事場所	四日市市 塩浜町及び川合町 地内				
参加条件	業種	土木一式			
	対象ランク又は総合点	D ランク			
配置 予定 の 技 術 者 等	現場代理人	氏名		生年 月日	
		資格又は経験年数			
		(予備)氏名		生年 月日	
		資格又は経験年数			
	主任技術者 又は監理技術者	氏名		生年 月日	
		資格又は経験年数			
		監理技術者資格者証番号			
		(予備)氏名		生年 月日	
		資格又は経験年数			
		監理技術者資格者証番号			

※入札書に本申請書を必ず同封してください。同封されていない場合は、落札候補者となっても失格となります。

※本市技術者名簿に登録のない技術者を記入した場合は、落札候補者となっても失格となります。

設計図書等購入申込書

株式会社三ツ星 様

四日市市上下水道局発注の下記工事の設計図書等の購入を申し込みます。

公告番号	No. G005
工事名	汚水柵取付管設置工事
工事場所	四日市市 塩浜町及びび川合町 地内

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名

別紙

最低制限価格の算定方法について

下記のとおり、「スクラップに該当する費用」を控除する。

直接工事費×0.97+ 共通仮設費×0.97+ 現場管理費×0.9+ 一般管理費×0.65

-スクラップに該当する費用

#N/A